
序章 プラン策定の背景

1 男女共同参画の歩み

(1) 世界の動き

第二次世界大戦の反省にたって創設された国際連合は、主要課題として人権擁護に取り組み、その中に女性の地位向上と女性差別撤廃を位置づけてきました。1960年代後半から1970年代前半にかけて先進産業諸国におこった女性解放運動の動きを受け、国際的な男女平等施策は本格的な段階を迎えます。国連は、女性の地位向上を目指す世界規模の行動を進めるため、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティーで開催された「国際婦人年世界会議」において、各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までを「国連婦人の10年」と定め、1979(昭和54)年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。さらに「国連婦人の10年」の最終年度である1985(昭和60)年には、「国連婦人の10年」で掲げた目標達成の努力を西暦2000年に向けて続けることが確認されました。

その後、1993(平成5)年の「世界人権宣言」では「女性の権利は人権である」ことが確認され、同年、国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されました。1994(平成6)年の「国際人口・開発会議」では「性と生殖に関わる健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の考え方が打ち出されました。さらに1995(平成7)年に北京で開催された第4回世界女性会議では、貧困の絶滅、女性と健康、女性に対する暴力、女性の人権、女性とメディアといった重大問題領域について各国が取り組むべき視点が示され、ニューヨークで開催された「女性2000年会議」に引き継がれました。

このように、国際社会における男女平等と人権擁護の歩みは、その内容の深まりと、世界各地域への拡がりをみせつつ、今日まで続いています。

(2) 国と県の取組

国の取組

日本でも「世界行動計画」を受け、1975(昭和50)年には婦人問題企画推進本部が設置、1977(昭和52)年には「国内行動計画」が策定されました。「国連婦人の10年」の間に法律・制度の整備が進められ、最終年の1985(昭和60)年には「女子差別撤廃条約」が批准されました。

その後も男女共同参画施策は継続して推進され、1994(平成6)年には、総理府に「男女共同参画室」が設置され、1996(平成8)年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。さらに1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000(平成12)年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定、2005(平成17)年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

このような流れを受けて、「男女雇用機会均等法」「育児休業法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」など、男女平等と女性の人権に関する法の整備が進められてきています。

愛知県の取組

愛知県においては、1976(昭和51)年に「青少年婦人室」が設置され、男女平等に関わる取組が本格的に始まりました。男女平等に関わる包括的施策は、政府の「新国内行動計画」(1987(昭和62)年)を受け、進められてきました。1989(平成元)年には「あいち女性プラン」が策定され、1996(平成8)年には「愛知県女性総合センター(ウイルあいち)」が開館しました。1997(平成9)年には「あいち男女共同参画2000年プラン」が、2001(平成13)年には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006(平成18)年には計画の改訂が行われました。

(3) 東郷町の取組

東郷町では、男女共同参画がまちづくりの重要課題であるという認識のもと、政策運営の基本指針である第4次東郷町総合計画(計画期間:2001(平成13)年度～2010(平成22)年度)の基本目標として男女共同参画社会の実現を掲げ、「男女平等意識の高揚」「まちづくり活動の男女共同参画の促進」「男女共同参画プランの策定」の3項目を挙げ、男女共同参画のまちづくりを進めることとしています。

「東郷町男女共同参画プラン」は、これらの男女共同参画施策の基本的方向と具体的施策を示す部門別計画として策定したものです。

本プラン策定にあたり、2006(平成18)年7月に東郷町男女共同参画プラン策定懇話会を設け、役場内の推進本部及び策定部会により、住民意識調査結果や各種統計資料などを評価検討し、パブリックコメントを経ました。

このプランは今後、町はもとより、在勤在住者、企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。